



問 労働安全衛生法（以下「法」という）第14条に作業主任者制度が規定されていますが、その目的や実際の運用等に当たっての留意点について教えてください。

答 【作業主任者制度】
作業主任者制度とは、一定の危険、有害な作業や設備について、作業の区分に応じ「免許を受けた者」又は「技能講習修了者」の資格を有する者（労働安全衛生規則（以下「安規」という）第16条別表第1）から作業主任者を選任し、その者に現場において、直接労働者の作業を指揮、あるいは適切に設備を管理すること



作業主任者制度の適切な運用

とにより労働災害の防止を図ることを目的とする重要な制度です。

【作業主任者を選任すべき作業】
作業主任者を選任すべき作業として、
①主に作業の危険又は有害性に着目した作業指揮が必要なもの
②主に設備の危険又は有害性に着目した設備管理が必要なもの

以上二つの類型があり、
▼プレス機械作業（プレス機械を5台以上設置事業場）
▼乾燥設備による物の加熱乾燥の作業
▼つり足場、張出し足場又は高さが5メートル以上の足場の組立て、解体又は変更の作業
▼酸素欠乏危険場所における作業
▼有機溶剤を製造、取り扱う作業

ほかが定められています。（法施行令第6条）
【作業主任者に行わせる職務】
作業主任者に行わせる職務として「当該作業に従事する労働者の指揮」のほか、当該作業を安全に遂行するために必要な事項が各作業主任者ごとに安規ほかの各規則において具体的に定められています。

業主任者」の職務として、
①作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること、②墜落制止用器具（安全帯）及び保護帽の使用状況を監視することなどが定められています。（安規第566条）

【作業主任者の周知方法】
作業主任者の周知として、作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知することが定められています。（安規第18条）

池戸 宏光

次に、送検事例から作業主任者制度の適切な運用について考えてみます。

【事例の概要】
住宅工事用足場の解体作業を行わせるに当たり、高さ約5メートルの足場の単管上でメッシュシートの取り外し作業を行っていた作業員が単管から墜落し重大

な労働災害が発生。足場の解体作業は、5人で行い、5人のうち3人が足場の組立て等作業主任者の技能講習を修了していたが、3人のうち誰を作業主任者とするか、明確に指名していなかったため「足場の組立て等作業主任者」を選任していなかったものとして法14条違反の疑いで送検。

この事例のように作業主任者を選任すべき作業を行う場合は、単に、資格を有する者を配置するだけでは足りず、誰を作業主任者とするか明確に選任（指名）することが必要です。選任がなされないことが、作業の指揮など足場の解体等の作業を安全に遂行するための作業主任者の職務の履行がなされないことにつながるからです。

以上、作業主任者制度は、誰を選任したかの明確化とその者による法定職務の履行を徹底することが適切な運用になります。
（池戸労務安全管理事務所 所長）

イラスト・木村武司